



発行 東京都

目次

規則

○白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則……………

（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）……………二

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局総務部環境政策課）……………二

告示（選）

○政治団体の届出……………九

○政治団体の届出事項の異動の届出……………四

○政治団体の解散の届出……………九

○資金管理団体の指定の届出……………一〇

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三

○資金管理団体の取消しの届出……………四

公告

○街並み再生地区の指定……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………五

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………六

規則

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一号

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則（昭和五十三年東京都規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十四条第一項及び第二十条第一項中「メッキ排水処理室」を削る。

別表第一白鬚東共同利用工場施設の項中「及び二号室」を削り、「四〇、八〇〇円」を「三九、六〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「三〇、六〇〇円」を「二九、七〇〇円」に、「三三一、六〇〇円」を「三二二、三〇〇円」に、

メッキ排水処理室	一室一月につき	一六、七〇〇円
附属倉庫	一室一月につき	六、九〇〇円

を

附属倉庫	一室一月につき	六、七〇〇円
------	---------	--------

に改

め、同表白鬚西共同利用工場施設の項中「二一六、五〇〇円」を「二一五、六〇〇円」に、「八八、六〇〇円」を「八七、九〇〇円」に、「一〇三、〇〇〇円」を「一〇二、三〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四一、二〇〇円」に、「二四九、七〇〇円」を「二四八、六〇〇円」に、「六二、四〇〇円」を「六一、九〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四二、二〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「九三、九〇〇円」を「九三、二〇〇円」に、「四一、四〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「三九、七〇〇円」を「三九、四〇〇円」に、「四〇、七〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三一、八〇〇円」に改める。

別記第四号様式中

〔2〕 マッキ排水処理室は、マッキ排水処理設備の設置及び処理に要する物品の保管のために使用するものとする。

〔3〕 附属倉庫は、作業室内で行う事業に要する物品の共同保管倉庫として使用するものとする。

〔2〕 附属倉庫は、作業室内で行う事業に要する物品の共同保管倉庫として使用するものとする。

〔4〕 事務室」や〔3〕 事務室」は、〔5〕 干し場」や〔4〕 干し場」は、〔6〕 附属駐車場」や〔5〕 附属駐車場」は、〔7〕 土地」や〔6〕 土地」に改め、「マッキ排水処理室」を削ぎ、「から第7号まで」や「から第6号まで」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則別表第一白鬚共同利用工場施設の項の規定は、令和五年七月一日以後の使用に係る貸付料について適用し、同年六月三十日以前の使用に係る貸付料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則別表第一白鬚共同利用工場施設の項の規定は、令和五年十月一日以後の使用に係る貸付料について適用し、同年九月三十日以前の使用に係る貸付料については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第七百三十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月七日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 みどり不動産

(二) 代表者氏名 箕浦 清志

(三) 主たる事務所 台東区東浅草二丁目二番二号  
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八二〇三二号

(五) 免許年月日 平成三十年六月十三日

二 処分年月日 令和五年五月三十一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第一号

●東京都告示第七百三十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、一般国道二十号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月七日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 対象事業の名称及び種類

一般国道二十号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする延長約一・五キロメートルの区間において、往復四車線の道路を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壤汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

- (一) 期間  
令和五年六月七日から同月二十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- (二) 時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで
- (三) 場所

- ア 日野市環境共生部環境保全課  
日野市神明一丁目十二番地の一
- イ 八王子市環境部環境保全課  
八王子市元本郷町三丁目二十四番一号
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び地域の概況を考慮し、「環境影響評価の項目」で選定した大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壤汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の13項目について、「環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価」において、対象事業の実施が環境に及ぼす影響要因について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(11)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測 評価項目、予測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 建設機械の稼働に伴う一般粉じんの降下する量</p>	<p>八王子市北野町(3)については、工事施工ヤードへの散水を行う。その結果、建設機械の稼働に伴う一般粉じんの最大値は、八王子市北野町(3)において7.8t/km<sup>2</sup>/月と予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした「技術手法1」に記載される参考値を満足すると考えられる。なお、工事の実施にあたっては、建設機械の稼働に伴う一般粉じんの影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、排出ガス対策型建設機械の使用等により、影響低減に努める。</p>
<p>【工事の施行中】 工事用車両の走行に伴う一般粉じんの降下する量</p>	<p>工事の施行にあたっては、工事用車両の車体やタイヤに付着した泥土等の洗浄を行う。その結果、工事用車両の走行に伴う一般粉じんの最大値は、八王子市北野町(2)において0.3t/km<sup>2</sup>/月と予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした「技術手法1」に記載される参考値を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の完了後】 自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度</p>	<p>①二酸化窒素 自動車の走行に伴う二酸化窒素の最大値は、八王子市北野町(2)及び八王子市北野町(3)において0.029ppmと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。</p> <p>②浮遊粒子状物質 自動車の走行に伴う浮遊粒子状物質の最大値は、八王子市北野町(1)、八王子市北野町(2)、八王子市北野町(3)において0.043mg/m<sup>3</sup>と予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。</p>
<p>騒音・振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動レベル</p>	<p>①騒音 八王子市北野町(1)については桁下を防音シート(2枚)で覆工、八王子市北野町(3)の南側については高さ2mの防音シートを設置する。その結果、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音の最大値は、八王子市長沼町及び八王子市北野町(1)において77dBと予測され、全ての予測地点で評価の指標とした報告基準及び規制基準を満足すると考えられる。</p> <p>なお、工事の実施にあたっては、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、低騒音型建設機械の使用等により、影響低減に努める。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、子測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動レベル</p>	<p>②振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動の最大値は、八王子市北野町(3)において65dBと予測され、全ての予測地点で評価の指標とした勧告基準及び規制基準を満足すると考えられる。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け効率的な作業に努め、低振動型建設機械の使用等により、影響を低減に努める。</p>
<p>【工事の施行中】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル</p>	<p>①騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の最大値は、八王子市北野町(1)において66dB、八王子市北野町(2)において73dBと予測され、評価の指標とした環境基準を超過する。その他の1地点は、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。 なお、八王子市北野町(1)及び八王子市北野町(2)では環境基準を超過するが、これは現況値が環境基準を上回っているためであり、工事用車両による寄与は現況値を増加させるものではない。事業実施段階においては、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルートを選定、工事用車両の出入り口の分散等を行い、影響低減に努める。</p> <p>②振動 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の最大値は、日野市東平山2丁目において50dBと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした要請限度を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の完了後】 自動車の走行に伴う橋梁構造物からの低周波音圧レベル</p>	<p>①騒音 日野市西平山3丁目については上下線（本線）に高さ2mの遮音壁を設置、八王子市長沼町については上下線（本線）に高さ1mの遮音壁を設置、八王子市北野町(1)については上り線（本線）に高さ3+5Rm、中央分離帯に高さ2mの遮音壁を設置、八王子市北野町(2)については上下線（本線）に高さ2m、上り線（連結道）に高さ1.5m、下り線（連結道）に高さ2mの遮音壁を設置、八王子市北野町(3)については上下線（本線・側道）に高さ4.5mの遮音壁を設置する。その結果、自動車の走行に伴う道路交通の騒音の最大値は、日野市西平山3丁目において地上4.2mで昼間68dB、夜間63dBと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。</p> <p>②振動 自動車の走行に伴う道路交通の振動の最大値は、日野市西平山3丁目において昼間55dB、夜間55dBと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした要請限度を満足すると考えられる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、子測事項	評価の結論
<p>水質汚濁</p> <p>【工事の施行中】 施設の建設に伴う水の濁り(SS)、水底の掘削に伴う水の濁り(SS)及び水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事に伴う水の汚れ(BH)</p>	<p>施設の建設にあたっては、濁水処理施設を設置し、濁水処理施設からの放流水は排水基準を順守して排水することで行濁負荷量を低減するとともに、メンテナンスをを行うことにより、低濁効果を持続するよう努め、排水先にも留意する。さらに、川北用水と交差する盛土部を含む盛土工部においては、速やかな転圧及び法面整形を行うとともに、シートによる被覆等の実施により速やかに裸地を解消し、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止することで、水の濁りに係る影響の低減を図る。川北用水における箇渠工の施工にあたっては、仮設材料による一時的な流路の切り直し等を行うとともに、濁水の発生に留意した工法を検討する。</p> <p>掘削の設置を予定している浅川では、仮締切工法による直接流路に接しない施工を行う。また、必要に応じて仮設材料による一時的な流路の切り直し等を行うとともに、濁水の発生に留意した工法を検討する。さらに、河川内における下部工の施工にあたっては、濁水処理施設の設置や中和処理による工事排水の適切な処理を行うことと、水の濁り及び水質の汚れに係る影響の低減を図る。</p> <p>以上のことから、工事の施行中における施設の建設に伴う水の濁り、水底の掘削に伴う水の濁り及び水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事に伴う水の汚れは抑制されると予測され、評価の指標とした「水質等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>土壌汚染</p> <p>【工事の施行中】 工事の施行に伴う土壌汚染の新たな土地への拡散の可能性の有無</p>	<p>土地利用の履歴等の状況から、計画道路が平面構造で通過する道路用地には、土壌汚染の可能性は否定できないと考えられる土地が存在し、土地の形状変更の範囲に含まれる。なお、現時点で当該地における道路用地は未取得のため、土壌汚染の状況を確認することはできない。</p> <p>事業実施段階においては、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条及び「環境確保条例」第117条に基づく手続・調査を行う。土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染の存在が確認された場合には、同法第12条、第16条及び同条例第117条に基づき届出を行い、関係機関と調整を行った上で適切な拡散防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。</p> <p>以上のことから、土壌汚染の掘削及び移動に伴う新たな土地への拡散の可能性はないものと予測され、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>地盤</p> <p>【工事の施行中】 地下構造部の掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及びその程度</p>	<p>地下構造部の施工方法として、掘削側面に土留壁を構築するとともに、掘削状況に応じて支保工を設置する。また、必要に応じて地盤改良工を行うことにより、掘削による地盤の変形を抑制する。</p> <p>以上のことから、地下構造部の掘削工事に伴う地盤の変形はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及びその程度</p>	<p>地下水位の状況及び地層の分布状況を踏まえると、計画道路及びその周辺において不圧地下水（自由地下水）が存在する地層は、T.P. 約80～95mに分布する新規段丘礫層（Dg1）、沖積層（Ag）、第二砂質土層（Ds2）と想定され、地下構造部における難透水層は地盤高さから概ね11～22mの深さに分布している。また、不圧地下水の流れは、計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の掘削方向は概ね並行であると想定される。</p> <p>工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで、地下水の湧出を抑制する。</p> <p>土留壁の構築にあたり、地下構造部において難透水層は一律の深さに分布していないため、必要に応じて地盤改良工等と併せて掘入れ長を検討する。また、地下水の流れと構造物の掘削方向は概ね並行であることから、土留壁の構築による地下水の遮断は生じないものと考えられる。</p> <p>以上のことから、地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地盤沈下はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の完了後】 地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及びその程度</p>	<p>計画道路の地下構造は、工事の施行において適切に埋戻し及び締固めを行うとともに、必要に応じてその他の地盤改良工を施すことにより、構造物の存在による地盤の変形を抑制する。</p> <p>以上のことから、地下構造物の存在に伴う地盤の変形はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の完了後】 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及びその程度</p>	<p>不圧地下水の流れは計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の掘削方向は概ね並行であることから、地下水を遮断する可能性は小さい。</p> <p>以上のことから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地盤沈下はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地下水の流動阻害の変化の程度</p>	<p>地下水位の状況及び地層の分布状況を踏まえると、計画道路及びその周辺において不圧地下水（自由地下水）が存在する地層は、T.P. 約80～95mに分布する新規段丘礫層（Dg1）、沖積層（Ag）、第二砂質土層（Ds2）と想定され、地下構造部における難透水層は地盤高さから概ね11～22mの深さに分布している。また、不圧地下水の流れは、計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の掘削方向は概ね並行であると想定される。</p> <p>工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで、地下水の湧出を抑制する。</p> <p>土留壁の構築にあたり、地下構造部において難透水層は一律の深さに分布していないため、必要に応じて地盤改良工等と併せて掘入れ長を検討する。また、地下水の流れと構造物の掘削方向は概ね並行であることから、土留壁の構築による地下水の遮断は生じないものと考えられる。</p> <p>以上のことから、地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地下水の流動阻害の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地下水、湧水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の完了後】 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地下水の流動阻害の変化の程度</p>	<p>不圧地下水の流れは計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の掘削方向は概ね並行であることから、地下水を遮断若しくは地下水の流向が変化する可能性は小さい。</p> <p>以上のことから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地下水の流動阻害の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地下水、湧水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>

水循環

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度</p>	<p>注目される植物種のうち、コヒロハナチヤスリについては計画道路用地内で確認され、工事の施行により生育個体の消失が生じる可能性があるが、生育個体の移植を実施することで、消失の代償が見込まれる。</p> <p>その他の注目される植物種については、工事の施行により生育環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生育基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止するほか、河川・用水路への影響に配慮した施工を行う。</p> <p>また、工事の施行により、樹林地及び草地の約0.3%にあたる0.3haが消失するが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生育基盤の改変の抑制に努める。</p> <p>以上のことから、植物相及び植物群落の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の施行中】 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度</p>	<p>注目される動物種については、工事の施行により生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止するほか、河川・用水路への影響に配慮した施工を行う。</p> <p>また、注目される動物種のうち、工事の施行に伴う騒音等により生息環境への影響が想定されるオオタカ、チョウゲンボウについては、低騒音型建設機械の採用等を行うことで、生息環境への影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、動物相及び動物群集の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の施行中】 水生生物相の変化の内容及びその程度</p>	<p>注目される水生生物種については、工事の施行により生息(育)環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息(育)基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止するほか、河川・用水路への影響に配慮した施工を行う。</p> <p>以上のことから、水生生物相の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 生息(育)環境の変化の内容及びその程度</p>	<p>生息(育)環境については、工事の施行により一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息(育)基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止するほか、河川・用水路への影響に配慮した施工を行う。なお、地下構造で通過する区間においては、工事の施行に伴う地盤、地下水への影響はほとんど生じない(地盤、水循環参照)。</p> <p>以上のことから、生息(育)環境の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の施行中】 陸水域生態系の変化の内容及びその程度</p>	<p>注目される種・群集については、工事の施行により生息(育)環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残され、消失する環境類型や食物連鎖の大きな分断等はないと考えられるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息(育)基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止するほか、河川・用水路への影響に配慮した施工を行う。</p> <p>また、注目される種・群集のうち、工事の施行に伴う騒音等により生息環境への影響が想定されるオオタカ、チョウゲンボウについては、低騒音型建設機械の採用等を行うことで、生息環境への影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、陸水域生態系の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の完了後】 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度</p>	<p>注目される動物種については、計画道路の存在により生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。また、浅川は橋梁構造で通過するとともに、川北用水及び隣接する道路は盛土で交差することからカルバートの設置等により連続性を確保し、必要に応じて生息環境に配慮した構造及び大きさを検討する。以上のことから、動物相及び動物群集の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、子測事項		評価の結論
【工事の完了後】 水生生物相の変化の内容及びその程度	注目される水生生物種については、計画道路の存在により生息(育)環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。また、浅川は橋梁構造で通過するとともに、川北用水は盛土で交差することからカルバートの設置等により連続性を確保し、必要に応じて生息(育)環境に配慮した構造及び大きさを検討する。以上ことから、水生生物相の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。	
【工事の完了後】 生息(育)環境の変化の内容及びその程度	生息(育)環境については、計画道路の存在により一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。また、浅川は橋梁構造で通過するとともに、川北用水及び隣接する道路は盛土で交差することからカルバートの設置等により連続性を確保し、必要に応じて生息(育)環境に配慮した構造及び大きさを検討する。なお、地下構造で通過する区間においては、工事の施行及び計画道路の存在に伴う地盤、地下水への影響はほとんど生じない(地盤、水循環参照)。以上ことから、生息(育)環境の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。	
【工事の完了後】 緑の量の変化の内容及びその程度	緑の量については、工事の完了後において、緑被面積の5.9%、緑の体積の7.0%が減少するが、現存の緑の9割以上が残される。以上ことから、緑の量の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。	
【工事の完了後】 陸水域生態系の変化の内容及びその程度	注目される種・群集については、計画道路の存在により生息(育)環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。また、浅川は橋梁構造で通過するとともに、川北用水及び隣接する道路は盛土で交差することからカルバートの設置等により連続性を確保し、必要に応じて生息(育)環境に配慮した構造及び大きさを検討するため、消失する環境類型や食物連鎖の大きな分析等ははなわいと考えられる。以上ことから、陸水域生態系の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。	

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、子測事項		評価の結論
日影	【工事の完了後】 橋梁構造物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	橋梁構造物の存在に伴う日影は、八王子市長沼町において3時間未満と予測され、評価の指標とした「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定められる日影時間を満足すると考えられる。
電波障害	【工事の完了後】 橋梁構造物の存在に伴うテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害の程度	事業の実施に伴い、テレビ電波の受信障害は橋梁構造部端から最大約180mまでの範囲で生じる可能性があるとして予測される。これらの地域については障害が認められた場合には、「高層建築物による受信障害解消」についての指導要領(昭和51年3月6日郵政省電波監理局長通達)に配慮し、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和54年10月12日建設事務次官通知、最終改正:平成15年7月11日国土交通省国線国調第47号)等に基づき、適切に対応する。また、関係者と協議のうえ、受信設備等による電波障害対策事業地周辺の状況、障害の程度及び範囲等を考慮し、CATV、個別アンテナ等による適切な対策を行う。以上ことから、評価の指標とした「橋梁構造物によりテレビ電波の受信障害をおこさないこと」を満足すると考えられる。
景観	【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	①計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化 事業の実施に伴い、浅川河川敷では橋梁構造が出現するとともに、浅川左岸側の排作地では平面道路が出現し、畑地や河川・河川敷の改変が生じるが、橋梁等(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図る。また、可能な限り既存街路樹の保全を行うとともに、電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努める。 以上のことから、計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)(東京都)に基づき「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること」を満足すると考えられる。

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価者の結論

予測・評価項目、予測事項	評価者の結論
<p>史跡・文化財</p> <p>【工事の施行中】 工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度</p>	<p>計画道路は、遺跡「平山」を通過する。事業実施段階においては、日野市西平山土地区画整理事業における調査結果を参考にするとともに、工事に先立ち、「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和3年4月23日法律第22号)に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行い、試掘調査等の適切な措置を講じる。</p> <p>なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき、速やかに発掘調査等の適切な措置を講じる。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は最小限に抑えられ、予測され、評価の指標とした「文化財保護法」等に定められる規定を遵守すること」を満足すると考えられる。</p>
<p>【工事の施行中】 工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場の改変の程度、機能の変化の程度</p>	<p>散歩やランニング、サイクリング、オートキャンプ等の主な利用は、浅川の堤防上を中心としたものであり、工事の施行に伴う堤防上の改変は生じないため、散歩やランニング、サイクリング、オートキャンプ等の利用に支障は生じない。</p> <p>触れ合い活動の場を取り巻く自然資源である浅川は、工事の施行に伴い一部が改変されるが、計画道路は浅川を橋梁構造で通過し、自然環境は広く残される。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じて迂回路の確保等を行うことから、触れ合い活動の場及びブライズメントの分断は生じない。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う改変による影響及び機能の変化が生じる可能性は低いと予測され、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>
<p>自然との触れ合い活動の場</p>	<p>【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う自然との触れ合い活動の場の改変の程度、機能の変化の程度</p> <p>散歩やランニング、サイクリング、オートキャンプ等の主な利用は、浅川の堤防上を中心としたものであり、触れ合い活動の場は計画道路と交差するが、計画道路は堤防上を橋梁構造で通過するため、触れ合い活動の場の改変は生じない。</p> <p>触れ合い活動の場を取り巻く自然資源である浅川は、計画道路の存在に伴い一部が改変されるが、計画道路は浅川を橋梁構造で通過し、自然環境は広く残される。また、計画道路の利用による触れ合い活動の場への到達時間の短縮が見込まれ、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低い。さらに、触れ合い活動の場からは計画道路(橋梁部)が近傍に視認されるが、構造物(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ること、快適性の変化による影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、計画道路の存在に伴う改変による影響及び機能の変化が生じる可能性は低いと予測され、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。</p>

表 1(11) 環境に及ぼす影響の評価者の結論

予測・評価項目、予測事項	評価者の結論
<p>廃棄物</p> <p>【工事の施行中】 工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、再資源化量及び処理・処分方法</p>	<p>計画道路の工事の施行において発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、平面構造及び掘削構造区間では合計約5.6千t、橋梁構造区間では合計約125tと予測するが、再資源化施設等を利用し、再生品化を図るとともに、再生品を率先して利用する等、再資源化・再利用に努める。</p> <p>建設発生土は、平面構造及び掘削構造区間では約171.4千m<sup>3</sup>、橋梁構造区間では約9.4千m<sup>3</sup>と予測するが、実施区域内の盛土材として再利用する計画であるとともに、搬出量の削減に努め、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共事業における建設発生土の利用を調整(利用調整会議)して、建設発生土の搬出時に他の公共事業(ストックヤードへの仮置きを含む)への利用(工事間利用)や再利用センター(再利用機関)等に搬出する等、建設発生土の有効利用に努める。</p> <p>また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する建設副産物については、「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月、国土交通省)及び「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月、東京都)に定められた再資源化率等又は有効利用率の目標値を上回るよう再利用・再資源化に努める。</p> <p>廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施工時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(昭和45年12月25日法律第137号)、『資源の有効な利用の促進に関する法律』(平成3年4月26日法律第48号)、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』(平成12年5月31日法律第104号)等に定められる事業者の責務と合致すること」を満足すると考えられる。</p>



1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区画を単位として設けられる支部
参政党 東京第13支部	戸叶 千代子	壁田 幸雄	港区麻布台2-2-12	R5. 2. 27	○
自由民主党東京都荒川区第十八支部	西川 浩平	出口 孝二郎	荒川区町屋6-24-12	R5. 2. 9	○
自由民主党東京都板橋区第四十四支部	辻村 智之	福島 久義	板橋区高島平2-8-2	R5. 2. 7	○
自由民主党東京都板橋区第四十五支部	一島 宏	矢作 貴晃	板橋区赤塚7-19-6	R5. 2. 7	○
自由民主党東京都板橋区第四十六支部	横川 隆之	村口 昌三	板橋区前野町4-41-1	R5. 2. 15	○
自由民主党東京都板橋区第四十七支部	日原 未知子	坂田 宏一	板橋区中丸町8-5	R5. 2. 22	○
自由民主党東京都大田区第四十三支部	柳澤 定治	桑代 武守	大田区本羽田1-5-3	R5. 2. 27	○
自由民主党東京都墨田区第三十七支部	中尾 聡	乾 守男	墨田区本所1-36-7	R5. 2. 8	○
自由民主党東京都世田谷区第四十六支部	坂口 賢一	小泉 陽輔	世田谷区桜新町1-11-4	R5. 2. 13	○
自由民主党東京都台東区第三十六支部	田中 宏篤	田中 弘樹	台東区浅草3-21-8	R5. 2. 27	○
自由民主党東京都台東区第三十七支部	松村 智成	井村 有三	台東区花川戸1-12-7	R5. 2. 27	○
自由民主党東京都台東区第三十八支部	石原 喬子	齋木 節子	台東区清川1-16-8	R5. 2. 9	○
自由民主党東京都中野区第三十六支部	鳥居 瑞生	根元 良彦	中野区上鷲宮4-15-9	R5. 2. 3	○

●東京都選挙管理委員会告示第五十七号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六

告 示（選）

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年六月七日

東京都選挙管理委員会

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

## (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木亮輔後援会	青木 亮輔	青木 泰子	西多摩郡檜原村 3 7 7 7	R5. 2. 27
秋田ようこ後援会事務所	秋田 陽子	秋田 弘子	港区六本木 7-1 2-2	R5. 2. 24
あたたかさあふれる大田区政を実現する会	平林 明	稲田 龍介	大田区大森西 5-1 0-5	R5. 2. 24
新しい豊島区長をつくる会	加藤 義直	加藤 義直	豊島区北大塚 2-1 4-1	R5. 2. 1
あなたの未来を一緒に考える会	松坂 寛之	新井 千保	品川区東大井 2-2 5-8	R5. 2. 13
あまい八夏後援会	天井 八夏	西澤 英也	調布市飛田給 3-2-7	R5. 2. 17
安藤よしひで後援会	安藤 祥英	長井 秀和	東大和市向原 6-1 4 1 2-1 2	R5. 2. 8
石田しょうたろう後援会	石田 昭太朗	石田 南加子	東大和市南街 4-1 8-8	R5. 2. 1
いたばしみらい会議	高山 真吾	高山 真吾	板橋区蓮沼町 2 2-3	R5. 2. 3
市川むねのり後援会	市川 宗徳	南田 智子	千代田区外神田 6-3-3	R5. 2. 20
一島ひろし後援会	一島 宏	矢作 貴晃	板橋区赤塚 7-1 9-6	R5. 2. 27
稲城のまちづくり	梶浦 美佐子	梶浦 美佐子	稲城市若葉台 2-1 7-2	R5. 2. 21
稲葉かずひろ後援会	稲葉 一弘	加藤 元靖	墨田区吾妻橋 2-4-1 2	R5. 2. 27
井上ひろき後援会	井上 裕幾	辻 直樹	墨田区文花 2-4-7	R5. 2. 6
遠藤ミホとあゆむ会	遠藤 ミホ	遠藤 ミホ	墨田区太平 4-1-1	R5. 2. 3
大野正士後援会	宮崎 良治	宮崎 城司	武蔵村山市岸 3-4 5-2	R5. 2. 10
おぎのあやか後援会	荻野 綾香	小澤 正生	品川区大井 1-6-3	R5. 2. 15

音無ほむら	江藤 貴紀	江藤 貴紀	文京区関口 1-2-8	R5. 2. 3
金田よしあき後援会	金田 佳晃	金田 佳晃	北区上中里 2-11-12	R5. 2. 2
神沢かずたか後援会	神澤 和敬	神澤 和敬	豊島区北大塚 2-14-1	R5. 2. 1
きくちゆみこと武蔵野市政を歩む会	菊池 由美子	榎本 勝治	武蔵野市吉祥寺北町 5-1-14	R5. 2. 21
草の根東大和の会	安藤 祥英	長井 秀和	東大和市向原 6-1412-12	R5. 2. 8
くにたちケアとつむぎの会	高野 宏	村上 久美	国立市中 1-7-48	R5. 2. 9
ござきよしかずを励ます会	小崎 義和	千葉 智之	東村山市青葉町 3-4-31	R5. 2. 27
近藤タカヒロ後援会	近藤 高広	小澤 朝如	板橋区成増 3-26-10	R5. 2. 24
さとうさやか後援会	佐藤 さやか	佐藤 はるか	台東区蔵前 2-1-35	R5. 2. 17
しながわ無所属の会	大倉 考裕	大倉 考裕	品川区小山台 1-32-8	R5. 2. 6
主役は市民のみたかの会	高田 富美子	高田 富美子	三鷹市牟礼 2-9-17	R5. 2. 14
白川司後援会	佐藤 陽二	佐藤 陽二	千代田区内神田 1-13-12	R5. 2. 24
新・こだまかくお後援会	児玉 覚生	児玉 覚生	板橋区大山町 17-4	R5. 2. 16
新風ちょうふ	嶋田 理明	若杉 智幸	調布市菊野台 1-16-5	R5. 2. 14
住みたい街をつくる会	舘又 淳也	舘又 淳也	墨田区緑 4-9-1	R5. 2. 2
須山紀隆後援会	須山 紀隆	和田 潔	大田区千鳥 1-3-12	R5. 2. 6
政治団体草莽の会伏竜社	藤田 淳雄	高橋 清美	中野区江古田 2-16-7	R5. 2. 8
関あや子とひかりやまとの会	関 綾子	長澤 妙子	東大和市立野 2-4-12	R5. 2. 14
世田谷新時代の会	内藤 勇耶	宮崎 玄輝	世田谷区三宿 1-14-8	R5. 2. 10

たかみね章後援会	高峰 章	高峰 章	東大和市南街2-109-5	R5. 2. 14
竹村ゆういと目黒の明日を歩く会	竹村 雄尉	竹村 雄尉	目黒区中央町1-14-9	R5. 2. 3
つるおか丈夫後援会	鶴岡 丈夫	須藤 悟	豊島区南長崎3-6-14	R5. 2. 3
東京北区みらい会議	栗橋 弘明	山田 眞由美	北区王子本町1-14-1	R5. 2. 1
都・区議会一元化を考える会	黒川 仁	黒川 文世	大田区池上6-30-3	R5. 2. 24
としまの未来を作る会	岡 将太	岡 ゆかり	豊島区高田2-11-14	R5. 2. 15
都民ファーストの会大林よしあき後援会	大林 芳彰	酒井 亮	板橋区大山東町59-8	R5. 2. 3
都民ファーストの会小野寺亮後援会	小野寺 亮	小野寺 悠	千代田区九段南4-8-8	R5. 2. 3
都民ファーストの会鈴木正彦後援会	鈴木 正彦	鈴木 里夏	西多摩郡日の出町大久野4270	R5. 2. 14
都民ファーストの会高橋剛後援会	高橋 剛	高橋 正明	八王子市中町3-12	R5. 2. 9
都民ファーストの会松岡賢二後援会	松岡 賢二	松岡 利忠	西多摩郡檜原村6137-1	R5. 2. 7
都民ファーストの会山崎善信後援会	山崎 善信	山崎 正和	青梅市師岡町3-8-10	R5. 2. 22
ともに築く千代田の新時代	樋口 高顕	樋口 麻美	千代田区九段北1-9-5	R5. 2. 7
とよ島くにひろ後援会	豊島 邦博	豊島 恵実	港区三田4-3-20	R5. 2. 22
並木やすひろ後援会	並木 泰広	住吉 良太	東大和市桜が丘3-44-32	R5. 2. 14
はぐらかずと応援団	羽倉 和人	柴田 新介	大田区仲六郷4-28-2	R5. 2. 9
はぐらかずと事務所	羽倉 和人	柴田 新介	大田区仲六郷4-28-2	R5. 2. 9
ひがしゆき後援会	東 由貴	大原 尚子	品川区東五反田2-20-2	R5. 2. 17
ひはらみちこ後援会	日原 未知子	坂田 宏一	板橋区大山町3-8	R5. 2. 28

福本みつひろ後援会 一光会	西塚 智	尾竹 雅人	江戸川区江戸川5-20-14	R5. 2. 8
増茂しのぶとおひさま会議	増茂 しのぶ	今井 真理	目黒区碑文谷6-1-19	R5. 2. 14
益野はつえ後援会	益野 昇	滝澤 真理子	荒川区南千住7-21-7	R5. 2. 6
まつき広之後援会	松木 広之	松木 知子	清瀬市中里2-1462-13	R5. 2. 10
松村たけし後援会	松村 健	松村 希代子	東村山市秋津町3-27-61	R5. 2. 1
水上明子×Well-beingな仲間たち	水上 明子	水上 明子	練馬区関町南4-19-6	R5. 2. 1
みたかのみらいをみつめる会	太田 光子	古柳 美紀	三鷹市下連雀4-10-1	R5. 2. 20
港区を明るくする会	嶋脇 智美	嶋脇 智美	港区赤坂3-12-10	R5. 2. 6
港区を明るくするティアラの会	嶋脇 智美	嶋脇 智美	港区赤坂3-12-10	R5. 2. 6
宮川 かずゆき 後援会	宮川 和之	小林 達徳	小平市花小金井南町3-12-14	R5. 2. 3
武蔵野市民とあゆむ会	増田 義一	樋口 和子	武蔵野市境南町2-24-2	R5. 2. 2
むさしのデザイン研究会	吉川 裕貴	吉川 裕貴	武蔵野市吉祥寺東町4-11-3	R5. 2. 22
武蔵野の明日を切り拓く会	金子 宗徳	細川 一雄	武蔵野市西久保2-22-8	R5. 2. 20
村野きみかず後援会	村野 公一	青山 麻美	青梅市天ヶ瀬町1012	R5. 2. 1
めぐろくらぶ	竹村 雄尉	竹村 雄尉	目黒区中央町1-14-9	R5. 2. 3
目黒の未来を考える会	山村 舞	山村 将博	目黒区下目黒1-6-21	R5. 2. 9
茂木亮輔後援会	茂木 亮輔	茂木 亮輔	青梅市藤橋2-494-1	R5. 2. 1
やさしいまちをつくる会・北区	藤平 輝明	鈴木 洋三	北区赤羽南1-18-7	R5. 2. 27
やなぎさわ聡後援会	柳澤 聡	柳澤 聡	品川区東大井2-1-5	R5. 2. 3